

むつ市農業委員会第700回総会議事録

1. 開催日時 25年11月18日(月) 午前10時50分から午前11時50分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室A
3. 出席した委員の番号及び氏名(25名)

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 已
2	〃	柳 澤 都 市 秋
5	〃	蛭 名 修 一
6	〃	福 永 忠 雄
7	〃	村 口 利 光
8	〃	野 里 岩 雄
9	〃	北 川 岩 男
1 1	〃	工 藤 輝 雄
1 2	〃	本 山 日 満 夫
1 3	会 長	立 花 順 一
1 5	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
1 6	〃	藤 澤 伊 三 郎
1 7	〃	橋 本 唯 志
1 8	〃	小 林 義 顯
2 0	〃	嶋 影 秀 子
2 1	〃	菊 池 秀 藏
2 2	〃	立 花 幸 雄
2 3	〃	坪 清 志
2 4	〃	山 口 芳 一
2 5	〃	坂 本 正 一
2 6	〃	村 口 鉄 雄
2 7	〃	原 英 輔
2 8	〃	杉 山 武 美
2 9	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
3 0	農 業 委 員	中 嶋 寿 樹

4. 欠席した委員の番号及び氏名（４名）

番 号	役 職 名	氏 名
4	農 業 委 員	柴 田 峯 生
1 0	〃	菅 原 靖 博
1 4	〃	水 戸 隆 璽
1 9	〃	赤 坂 直 良

5. 議事の概要

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

議案第 1 号 競売買受適格証明の承認について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地転用事業計画変更承認について

議案第 5 号 むつ市農業委員会の所管に係る情報公開に関する規程（案）
について

1. 会議に従事した職氏名

局 長 山 口 勝 美

次 長 一 家 隆 雄

主任主査 川 村 利 之

主 事 坪 谷 春 花

7. 会議録署名委員

1 1 番 工 藤 輝 雄 1 2 番 本 山 日 満 夫

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主事 坪谷 春花

会 議 の 概 要

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第700回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、29名中25名で定足数に達しております。 本日、4番柴田委員、10番菅原委員、14番水戸委員、19番赤坂委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、11番工藤委員、12番本山委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の坪谷主事を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号競売買受適格証明の承認について、議題に供します。 最初に、坂本委員が本申請の関係人であります。 よって、いったん暫時休憩を取ります。 坂本委員が会場から退席後、議案審議を再開したいと思います。 (坂本委員退席後)
議 長	議案審議を再開します 事務局より、説明願います。
事 務 局	議案第1号競売買受適格証明の承認についてご説明いたします。 受付第1号及び第2号について関連が有りますので一括してご説明いたします。 申請地は大字奥内字大室平60番1他8筆、面積合計52,641㎡であります。 受付第1号については、新規就農となりますが下限面積も超えており、今までどおり農作業に従事し、父と営農を継続することとなります。

受付第２号については、現在の営農状況は全く変わらないため特に問題はないと考えます。

調査については、１１月６日立花会長、菊池委員、中嶋委員、事務局により調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長

議案第１号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議長

質疑がありませんので、議案第１号は原案のとおり承認いたしました。

暫時休憩いたします。坂本委員の入場を認めます。

(坂本委員入場後)

議長

議案審議を再開します。

続きまして、議案第２号農地法第３条の規定による許可申請についてを、議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

議案第２号の農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。

受付第１号、受付第２号について、関連が有りますので一括してご説明いたします。

受付第１号、申請地は南関根４４番１、地目は畑、面積２，７７１㎡、５年間の使用貸借であります。

受付第２号、申請地は大畑町堂近２０７番１、地目は田、面積１，９３７㎡、贈与による所有権移転であります。

新規就農であります。農作業の経験もあり、必要な機械も所有しており、下限面積など農地法第３条第二項に該当しないものと考えます。

調査につきましては、受付第１号は、１１月５日坪委員、杉山委員、事務局、第２号については、１１月６日柳澤委員、本山委員、畑中委員、事務局により許可申請による調査を行いました。

続いて受付第３号、申請地は中野沢字上山道８番７０、地目は畑、面積４８６㎡、売買による所有権移転であります。

申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲渡後も継続して畑として利用するものであります。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

調査については、11月6日立花会長、菊池委員、中嶋委員、事務局により調査を行いました。

受付第4号、申請地は中野沢字中近川4番、5番、地目はいずれも田、面積合計3,367㎡、売買による所有権移転であります。

申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲受後も継続して田として利用するものであり、農地法第3条第二項に該当しないものと考えます。

調査については、11月6日立花会長、菊池委員、中嶋委員、事務局により調査を行いました。

なお、受付第3号、第4号は同居の兄弟であります。

受付第5号、申請地は大字田名部字大平沢13番4他2筆、現況はいずれも畑、面積合計3,629㎡、売買による所有権移転であります。

申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲受後は果樹（栗）を栽培するものであります。申請地の周辺は、農地であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、農地法第3条第二項に該当しないものと考えられます。

調査については、11月5日北川委員、菅原委員、工藤委員、事務局により調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

杉山委員

受付第1号について、現地調査した結果、新規就農で特に問題はないと考えます。

本山委員

受付第2号について、現地調査した結果、雑草が多いですが、トラクターを所有し農業経験も有ることと、特に問題はないと考えます。

中嶋委員

受付第3号及び4号について、現地調査した結果、農業機械、就農人数共に、問題はないと考えます。

議長	議案第２号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	異議なし
議長	質疑がありませんので、議案第２号は原案のとおり承認いたしました。 議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事務局	議案第３号農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。 申請地は大畑町松ノ木１６１番１、地目は田、面積９９４㎡、商業サービス施設の建設に伴う転用であります。 申請に至った理由といたしまして、近隣でガソリンスタンド等を経営しておりますが、昨今レンタカーの要望、需要等が増え、当ガソリンスタンド内ではまかないきれなくなったため、近隣で利便性が高い当申請地を選択し申請に及んだとのことであります。 調査については、１０月４日柳澤委員、本山委員、畑中委員、事務局において調査し、許可要件は満たしているものと考えられます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
畑中委員	申請地周辺には農地もなく、影響もないと思われれます。
議長	議案第３号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	異議なし
議長	質疑がありませんので、議案第３号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 続きまして、議案第４号、農地転用事業計画変更承認についてを、議題に供します。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第４号農地転用事業計画変更承認についてをご説明いたします。

本申請は、平成２４年１２月２１日付け指令第３２６８号をもって許可を受けた農地転用事業について、計画平面に変更があったので変更承認申請をしたものであります。

変更内容は、建築面積について、１１７．５９㎡平屋建て建蔽率３５％、から、建築面積６３．３４㎡二階建ておよび附属屋６．６４㎡合計６９．９８㎡建蔽率２１％、に変更したものであります。

本申請については、許可要件であります建蔽率２０％を超えておりますので、承認相当と考えます。

以上で説明を終わります。

議長

議案第４号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議長

質疑がありませんので、議案第４号は原案のとおり承認相当として県知事に意見を送付いたします。

つづいて、議案第５号、むつ市農業委員会の所管に係る情報公開に関する規程（案）について、議題に供します。

事務局より、説明願います。

事務局

むつ市農業委員会の所管に係る情報公開に関する規程についてご説明いたします。

本規定は、１０月１５日付けで、市長部局より農業委員会に対し、関係例規の整備依頼があり「むつ市農業委員会の所管に係る情報公開に関する規程」制定するよう指導されましたので、本総会で承認を得て、制定するものであります。

以上で説明を終わります。

議長

議案第５号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

質疑がありませんので、議案第５号は原案のとおり承認いたしました。

農地等の現況について等、報告事項があります。

事務局

事務局より、説明願います。

報告事項についてご説明いたします。

報告第1号農地の転用事実に関する照会について、申請地田名部字大平沢13番3、地目は田、面積578㎡、法務局による農地の照会であります。

調査については、10月4日菅原委員、工藤委員、事務局で調査した結果、農用地区域内の農地で、数年前まで耕作されており、農地であるため農地と回答いたしました。

なお、当申請地は議案第1号受付第5号の申請地の一つであります。

報告第2号農地の転用事実に関する照会について、申請地苫生町二丁目262、地目は田、面積2,023㎡、法務局による農地の照会であります。

調査については、11月5日北川委員、菅原委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数耕作されておらず原野山林化しており、農地として復元困難なため非農地と回答いたしました。

報告第3号農地の転用事実に関する照会について、申請地横迎町一丁目522番9、地目は田、面積223㎡、法務局による農地の照会であります。

調査については、11月5日北川委員、菅原委員、工藤委員、事務局で調査した結果、数十年以前より家が建っているため、非農地と回答いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

これで、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第700回総会を閉会します。

9. 会議録署名委員

会議録署名委員 工 藤 輝 雄

会議録署名委員 本 山 日 満 夫